小規模事業者等再起応援金　申請受付要項

１　受付期間

令和２年６月８日（月）から同年７月１０日（金）まで

２　受付方法

申請書類を次の宛先に**「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送**してください。

持参による申請は受け付けておりません。なお、申請書類の到達の有無に関するお問合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

（宛先）**〒910-8691 福井中央郵便局留め**

福井県庁　小規模事業者等再起応援金申請事務局　宛て

※７月１０日（金）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

３　申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

（１）福井県のホームページからダウンロード

（ＵＲＬ）https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/ouenkin.html

（２）県内各市町の窓口

４　問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県再起応援金コールセンター

（電　　話）０７７６－２０－０７６６

（受付時間）午前９時から午後５時まで（土、日および祝日は除きます。）

５　支給にかかる通知等

・申請書類の審査の結果、小規模事業者等再起応援金を支給する旨の決定をしたときは、小規模事業者等再起応援金を支給することで通知に代えます。

・申請書類の審査の結果、小規模事業者等再起応援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

Ⅰ　概　要

１　趣　旨

新型コロナウイルス感染拡大により、経営に影響を受けた小規模事業者等の皆様に対して、売上回復までの重い負担となる固定費の支払いを支援するため、「小規模事業者等再起応援金（以下「応援金」といいます。）を支給いたします。

２　応援金支給額

１事業者あたり１０万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

Ⅱ　申請要件

応援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

① 主たる事業活動を県内で行う事業者（中小企業または個人事業主等）であること。
※県外に本社がある事業所も応援金の対象です。

② 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金（令和２年１月２４日から令和２年６月３０日までに実施した休業等（教育訓練、出向も含む）に係るものに限る）の給付を受けていないこと、もしくは受ける予定がないこと。

> 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の対象となる事業者は、県の上乗せ支援も活用でき、手厚い支援を受けられますので、従業員の雇用を守るため、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を積極的にご活用ください。

③ 令和２年２月から６月までのいずれか１月間の売上が、前年の同じ月と比べ２０％以上減少していること。

④ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有し、それを証明するものを添付すること。また、営業許可等を必要としない業種の場合、営業の実態が分かる書類を添付すること。

⑤ 個人事業主の場合、年間の収入のうち、事業にかかる収入が５割以上を占めること。

⑥ 県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに応じること。

⑦ 県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。

⑧ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があること。

※その他詳細な事項については、「小規模事業者等再起応援金　よくあるご質問」をご確認ください。

Ⅲ　申請手続き等

１　申請書類

様式２（申請書類チェックリスト）で規定する申請書類を、様式２（申請書類チェックリスト）とともに提出してください。必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することもあります。

なお、申請書類の返却はいたしません。申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

２　支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。

応援金の支給開始は６月下旬を予定しています。

Ⅳ　その他

１　応援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や、同一事業者が異なる申請日で複数回申請するなどの不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、応援金を返金するとともに、返還日までの延滞金を支払うことになります。

（参考）中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人